

第 31 回地方消費者行政専門調査会における議論の整理

令和 2 年 6 月 30 日

消費者委員会事務局

【報告書骨子案について意見（資料 1）】

	項目	意見等
1	報告書骨子案について事務局より説明	<p>これまでの委員間打合せでの各委員の意見について、報告書骨子案として取りまとめたことを報告。骨子案として「第1 現状」「第2 20 年後の我が国の主な課題と消費者行政」「第3 20 年後の消費者行政が目指すべき姿」「第4 目指すべき姿の実現に向けた対応策」という構成で意見を記述したこと、記述にあたっては、昨年8月の中間整理をベースとした問題意識の下、これまでの自治体からのヒアリングを踏まえ、各委員の意見を基にそれぞれの章を記述したことを説明。</p>
2	報告書骨子案について意見	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案には課題と展望がバランスよく含まれており、地域がより自立した力を持ち、自ら社会課題を解決していく能力を持ち得ることが重要。そのために、民間の更なる連携、知恵も経験も豊富な高齢者が日本の社会を支えていく、という方向は良い。 ・大学・大学院において消費者分野に関する知識や実践経験を集中的に習得できる課程を創設するために教育者の育成も行う方向に賛成。特に知識だけでなく実践経験も含めていることが重要であり、NPO 活動への参加など、官民を行き来する柔軟なキャリアパス形成の方向を大切にしていきたい。 ・消費者行政コーディネートセンター(仮称)の役割が曖昧。国民生活センターとの重複はないか。 ・「新たな見守り体制の構築・整備」について、核となる行政職員と消費生活相談員、また、消費者行政の必要不可欠なサポーターとして民生委員や NPO 関係者、事業者なども担い手に加え、更には知識ある消費者なども今後担い手として取り込んでいくことが重要。 ・公共私連携について、単に民間に投げていくのではなく、民間のノウハウなども活用しながら連携してやっていくという方向が非常に重要であり、中身を充実させていくというような議論をしていくことが大事。 ・地方消費者行政では本当にお金が不足している状況にあるにもかかわらず、将来の財源の内容が分かりにくい。財源について、国が責任を持つ場合は国税として国民が負担し、自治体が独自の取組として地方税を活用していく場合は国民が地域住民として負担していくのであり、いずれの形の負担にしても財源を負担するのは我々国民であるということを報告書にきちんと書く必要。 <p style="text-align: right;">他</p>

【山本座長代理からの第32次地方制度調査会について報告・意見（資料2-1、資料2-2）】

	項目	意見等
1	地方行政のデジタル化について	<p>・地方行政のデジタル化に関する国の役割についていえば、地域はとて多様であり画一的な支援は非常に難しいため未来予測をしっかりとってその地域の実情や多様性に合うようにやっていかなければならないものの、ばらばらのプラットフォームを作っても仕方がないので、「非常に標準化されたような、システムの標準化をしたようなものをつくっていくべき」という地制調答申の考え方は非常にいい議論と思われ、その辺りを我々の地方消費者行政専門調査会の報告書にも盛り込めると良い。</p> <p>・現地ヒアリングした会津若松市の先進的な取組が全国に広がっていくことは非常に望ましいので、それに対する阻害要因を最初から意識してシステムを作っておくことが重要。</p>
2	公共私連携について	<p>・事業者への業務委託について、消費生活相談業務における導入は慎重に検討することが必要。</p> <p>・地制調の答申案に「どのような未来を実現したいのか議論を重ね、連携をして、ビジョンを共有していくことが重要である」と書かれているが、これは我々の地方消費者行政専門調査会の「消費者行政コーディネートセンター（仮称）」の提案につながる。</p>
3	地方公共団体の広域連携について	<p>・大規模な自然災害の発生時に必要となる技術職員の市町村等への派遣制度と同様の派遣制度を、消費者教育の分野でも導入するのが良い。</p> <p>・相談員について、答申案の広域連携のように、ある自治体が雇用し他の自治体に派遣するという形をとれば雇用自治体の勤務日数として全てカウントされて社会保険の対象になる、ということであれば処遇改善として望ましい。</p>
4	ひと、インフラ・空間、技術について	<p>「ひとへの投資」という箇所について、官民を行き来する柔軟なキャリアパスという非常に良いものがあるが、これらは、行政側がどこかに外注・丸投げして言われるがままやっているのではなくて、技術を使いこなせる人材が行政側において行政職員が主体的に企画して仕様をつくっているところがあり、消費者行政においても技術を使いこなせる行政職員の育成が非常に重要であることから、大学でそういう人材を育てるべきという議論も含め我々の地方消費者行政専門調査会の報告書にもそうした観点を盛り込めると良いのではないか。</p>

【池本委員からの報告書における視点と提言事項について発表・意見（資料3）】

	項目	意見等
1	地方制度調査会小委員会 答申案の視点と消費者行政 における意義について	地方行政のデジタル化、公共私連携、地方公共団体の広域連携について、地方制度調査会小委員会答申案の方向性に賛同。消費者行政においても積極的に展開することが必要。
2	厚労省「地域共生社会推進 検討会最終とりまとめ」の視 点と消費者行政における意 義について	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における包括的な支援体制整備のあり方について、消費者教育・消費者市民の育成と連携に向けて行政が支援(コーディネート)する取組方法は共通。 ・地域共生社会は消費者行政のうち地域の消費者への相談支援と啓発支援の側面の取組であり、PIO-NET による情報集約、事業者規制、法制度の見直しの取組は、消費者行政独自のシステムとして維持することが必要。
3	専門調査会報告書の視点と 提言事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員は、地域の関係団体とのネットワーク形成のコーディネーター役、地域社会での消費者啓発・教育の推進役として役割の拡大が必要。例えば、ベテラン相談員や消費者行政職員OBなどを配置することも必要ではないか。「消費者教育コーディネーター」と呼ぶよりも、「地域ネットワークコーディネーター」というような幅広い役割として位置づけ、地方消費者行政の取組課題の拡大に見合う新たな人員を配置することが重要。 ・地方消費者行政予算はこれまで大幅に削減された事実と原因を踏まえ、また、これからの地方行政の役割の重点が地域住民の暮らしの安心安全の確保にあることを踏まえ、持続的に財源を確保する必要がある。財源確保の方策としては、①交付金措置、②地方交付税基準財政需要額措置、③地方財政法10条の措置の3つを効果的に組み合わせて考えていくことが必要。 <p style="text-align: right;">他</p>

以上